

受審資格・条件・出犬頭数・注意事項

項目	内 容
資 格	1 社団法人日本警察犬協会に登録している警察犬7犬種とする。 2 狂犬病予防法に定める「犬の登録」「狂犬病の予防注射」を行い、これを証明する鑑札、注射済票の交付を受けていること。（自治体の条例によってはこの限りではない。） 3 受験当日、犬の首輪に鑑札及び注射済票を装着していること。（自治体の条例によってはこの限りではない。） 4 訓練試験は 日本警察犬協会 PAH1、PBH1、PSH1のいずれか以上、又は 日本シェパード犬登録協会 ZPr以上 に合格していること。 <u>5 臭気選別を受審する犬は、ゼロ回答選別の訓練を受けた犬に限る。</u>
条 件	1 審査の科目は、1頭につき1科目とする。 ※ ただし、現嘱託犬は現科目を含め2科目まで出犬できる。 2 訓練者・所有者の住居地・犬の飼育所在地は、県内であること。 3 昼夜を問わず出動要請に応じられること。 ※ 要請に応じられない事情がある場合は、個別に相談をしてください。 4 協会各支部会員等「アマチュア」の受審犬は、訓練者本人の所有犬に限る。
出 犬 頭 数	1 足跡追及・臭気選別の各科目を合わせて、訓練者「プロ」は4頭まで、「アマチュア」は2頭までとします。 ※ ただし、現嘱託犬は枠外とします。 2 警戒の科目は、訓練者「プロ」または警察官のみ受審可とし、2頭までとします。 ※ 「アマチュア」の受審はできません。
	1 会場内の移動は、犬の逃走・咬傷事案・審査会場汚損防止のため、必ず首輪と綱紐を着用すること。 2 審査中及び待機中の犬以外は、ケージ内に収容すること。 3 審査の妨げ等になる迷惑行為（犬の無駄吠え等）を行わないこと。 4 当日、鑑札及び注射済票を装着していない犬は、減点対象または審査をお断りする場合があります。 ※ 審査会場で咬傷事案を起こした場合は失格とします。 ※ 動物愛護法に抵触する行為（犬の頭を叩く等の行為）を確認した場合、受審をお断りする場合があります。